

平成19年12月26日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	唐	島		稔
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	坂	本	博	昭
会	計管理者兼会計課長	北	村	和	博
企	画課長	竹	下		勇
総	務課長	北	御門	敏	則
財	政課長	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税	務課長	武	藤	竹	美
福	祉事務所長	迎		和	泉
保	険健康課長	岩	田	輝	寛
農	林水産課長	平	石	和	弘
商	工観光課長	福	岡	俊	剛
都	市建設課長	田	中	敏	男
環	境下水道課長	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課長	松	浦		勉
水	道課長	藤	家	敏	昭
教	育委員長	藤	家	恒	善
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課長	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館長	中	川		宏
農	業委員会事務局長	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

---

平成19年12月26日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第74号 鹿島市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第2 議案第95号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の制定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第3 閉会中継続審査申出（請願第1号 鹿島市内に病後児保育を確立する請願）  
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第4 請願第2号 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出に関する請願書（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第5 意見書第6号 銃器犯罪の根絶を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第6 意見書第7号 道路整備財源の確保に関する意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第7 意見書第8号 農業政策見直しに関する意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第8 意見書第9号 非核日本宣言を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第9 意見書第10号 玄海原発の安全性確保を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第10 意見書第11号 児童扶養手当制度の充実に関する意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第11 意見書第12号 後期高齢者医療費制度の抜本的見直しに関する意見書（案）  
（質疑、討論、採決）
- 日程第12 意見書第13号 地方交付税の復元に関する意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第13 人口増対策特別委員会の中間報告（委員長報告、質疑）

---

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 議案第74号

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1．議案第74号 鹿島市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定につ

いての審議に入ります。

去る12月19日の本会議において、総務建設環境委員会に付託されました議案第74号 鹿島市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、総務建設環境委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

平成19年12月21日

鹿島市議会

議長 橋 爪 敏 様

総務建設環境委員会

委員長 福 井 正

総務建設環境委員会審査報告書

平成19年12月19日の本会議において付託されました、議案第74号「鹿島市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」は、12月21日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

---

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。総務建設環境委員長福井正君。

○総務建設環境委員長（福井 正君）

おはようございます。総務建設環境委員長の報告を申し上げます。

去る12月19日の本会議において本委員会に付託されました議案第74号 鹿島市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、12月21日に委員会を開催し、担当部課長及び関係職員の出席を求め、条例内容の説明を受け、慎重に審査をいたしました。

それでは、審査の経過並びに結果について御報告いたします。

今回の条例と同じ内容のものは従来なかったのかという質問に対して、職員研修等の短期的なものはあったが、今回のような内容で長期的なものはなかったという答弁がありました。

条例を制定したことで国際奉仕活動の参加について危険性が心配されるが、執行部から強制的に参加を促すことはないかという質問に対して、職員からの申請によるもので執行部から強制することはない。逆に危険性とか申請の段階でチェックをしたいとの答弁がありました。

友好血縁関係にある高興郡、釜山外国語大学の場合の対応は、また、短期の場合はどの質問に対し、友好血縁の場合は職員派遣での対応、短期の場合はその内容が承認できるものかどうかについて判断したいとの答弁がありました。

申請職員の欠員補充の対応はどの質問に対して、正規職員の補充は無理であり、臨時職員での対応になるとの答弁がありました。

質問終了後、討論を経て採決の結果、議案第74号 鹿島市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務建設環境委員長の報告を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第74号 鹿島市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第74号は提案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第95号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2. 議案第95号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の制定についての審議に入ります。

去る12月20日の本会議において、文教厚生産業委員会に付託されました議案第95号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の制定について、文教厚生産業委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成19年12月21日

鹿島市議会議長

橋 爪 敏 様

文教厚生産業委員会

委員長 水 頭 喜 弘

文教厚生産業委員会審査報告書

平成19年12月20日の本会議において付託されました議案第95号「鹿島市後期高齢者医療に関する条例の制定について」は、12月21日に委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決す

べきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

---

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長水頭喜弘君。

**○文教厚生産業委員長（水頭喜弘君）**

文教厚生産業委員長の報告をいたします。

議案第95号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例について御報告いたします。

去る平成19年12月20日の本会議において、本委員会に付託されました議案第95号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例については、12月21日、担当部長及び課長、関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審議をいたしましたので、その経過並びに結果について御報告を申し上げます。

議案内容については本会議で説明があっておりましたが、担当課より補足説明を受け、質疑を行いました。

主な内容では、4条の2項にある「市長が別に定めることができる」とは具体的にどういう場合か。それに対し、年の中途に75歳になると、その月から賦課となる。保険証は市町村の窓口それぞれで発行する。

質疑終了後、直ちに討論を行い、反対討論、賛成討論がありました。

反対の要点として、今回の制度はほかの世代から切り離して、医療診療についても差別的である。制度の改悪、後期高齢者医療制度については現在でもいろんな問題が指摘されている。

賛成として、補償は十分でないにしても制度として出発しているものである等があり、その後、採決の結果、議案第95号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の制定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生産業委員長の報告を終わります。

**○議長（橋爪 敏君）**

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（橋爪 敏君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

ただいまの案件に対して私は反対の討論をしたいと思います。

まず、私は4月から予定をされております後期高齢者医療制度の導入には反対ということで、もう一度見直し論議をしなくちゃいけないという立場に立っております。

以下、その理由を申し上げたいと思いますが、75歳以上の人をほかの世代から切り離し、限りない負担増と差別医療を押しつけるという大変な改悪制度だと思います。佐賀県でも組合が定められて保険料が決まりましたが、平均5,425円、そして、この保険料というのはこれでおさまるのではなく、将来の値上げは確実ということです。後期高齢者医療保険料は2年ごとに改定をされ、2つの要因によって値上がりがされることになっております。

1つは医療給付の増加、介護保険料と同じく後期高齢者医療保険料も患者の増加、重症化、医療技術の進歩などで給付費がふえれば保険料にはね返ると言われています。保険料値上げが嫌なら受ける医療を制限せよというのが政府の言い分です。

もう1つは、後期高齢者の人口増です。新しい制度は、後期高齢者が払う保険料10%、ほかの医療保険から支援金40%、公費50%という財源割合でスタートすることになっています。後期高齢者の人口比率が増加するに従って、後期高齢者が払う保険料の財源割合は自動的に引き上がる仕組みがもう決まっています。当初10%、2025年には12.9%、さらに2055年度になりますと18.4%と驚くような値上がりが見込まれております。高齢化が進む限り、保険料は限りなく値上げをされていく制度が今回の制度です。

保険料の問題では、やはり問題があるというのでしょうか。政府・与党も凍結案などを打ち出しましたが、これも一部凍結を言っています。その対象になるのは、現在サラリーマンの扶養家族として健保に加入している人だけだと聞いています。凍結期間も半年間というものです。

さらに、今回の制度でもう1つ私たちが考えなくてはいけないのは、高齢者差別医療の押しつけです。新しい制度がスタートすると、後期高齢者と74歳以下の人は診療報酬が別立てとなります。厚労省が提起しました後期高齢者医療の診療報酬体系を見ますと、複数医療機関での受診の是正、検査、投薬の制限、在宅でのみとりなど推進しています。つまり、医療にお金がかかる後期高齢者にはなるべく医療を受けさせず、終末期は病院から追い出そうという仕組みです。

第1に検討されているのは、後期高齢者の診療報酬を包括払い、つまり定額制とし、保険医療に上限をつけることです。診療報酬が包括払いになると、どこどこの病院の医療費は幾らと決められます。入院何日で幾らと決められます。保険のきく医療に上限がつき、どんな治療行為をしても報酬はふえなくなります。そして、後期高齢者に手厚い治療を行う病院を赤字に追い込み、検査、投薬の制限、入院、手術の粗悪化、早期退院などを促進するのが政府のねらいです。さらには、かかりつけの医者を決める、かかりつけの医者の指示や紹介がないとほかの診療科には通いにくくするということが検討されているようです。

政府は、75歳以上の終末期医療に特別な診療報酬体系を持ち込み、病院追い出しを促進することを検討していると言っても私は言い過ぎでないと思います。この後期高齢者医療制度については、厚労省の直接担当した職員でさえ、後期高齢者医療制度は当初の制度設計では

5年くらいはやっていけるが、その後は財源のあり方が課題になると述べています。みずから政策をつくり、これから導入される制度を5年ぐらいいで行き詰まると明言する、非常に無責任だとは思いますが、このように大変な制度だということです。

さらには、これは後期高齢者の方だけでなく、来年4月からは現役世代が払う保険料、現役世代の医療費に使われる一般保険料と高齢者医療の支援に使われる特定保険料に分けられる。給与明細などに具体的に書かれることとなります。高齢者医療に使われるお金を目に見えようにし、現役世代と高齢者を分断させようとする。高齢者の負担増や医療切り捨てをやりやすくするための制度だと言っても私はいいと思います。

この問題については、まだ現役制度に対してもいろんな問題が多く含まれております。私は一般質問の中で市長にこの問題についてお尋ねをしたときに、市長みずからも不安だということをおっしゃいました。そして、時間が足りない、法で決まったことだからということで、皆さんには御迷惑をかけないようにしますと、そこまでおっしゃっていただきましたが、このように多くの人に不安をもたらしている制度が今やられようとしているんです。私たちがこのことをわかっていながら、この制度を導入することを私は耐えられません。

今でさえもわずかな年金暮らしをされているお年寄りの人たちが3度の食事を1度に削り、暖をとるために早く休み、そして、お友達同士寄り合って必死で生き抜いていらっしゃる、そういう中でさらにこのような負担増をさせる。負担増をさせるだけではありません。命の保障さえなくなろうとしているのは、今回計画をされている後期高齢者医療制度だと思います。既に国が決め、県の制度も決まり、そして、市がそれに伴う条例を今つくろうとしておりますが、私はそういう情勢はわかりますが、今でもまだ遅くないと思います。何としても私はこの制度をやめさせる、ぎりぎりまで取り組んでいく必要があると思いますので、今回の条例案には反対の態度をとりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

13番小池幸照君。

○13番（小池幸照君）

私は、委員長報告のとおり、本議案につきまして賛成の立場で討論をいたします。

先ほど松尾議員が言われましたように、今年の4月から新保険制度がスタートをするわけですが、その中で今現在、国、市も相当な負債を抱えております。

国に行きますと、国、市町村合わせますと770兆円に及ぶ借金がございます。その財源構成を見てみますと、今現在、18年度の一般会計の予算状況を見てみますと、地方交付税が18%、国債費、要するに借金返済等が25.3%、それを引きますと、一般歳出として56.7%が現状は国の予算でいう一般財源でございます。その中で社会保障費が56.7%のうち25.5%、約40%が社会保障費と充てられているのが現実でございます。それを計算しますと、国民1人当たり6,080千円、4人家族でいきますと1世帯当たり24,320千円という借金を抱えてい



るのが現実です。鹿島市におきましても113億円の借金がございますが、その中で64.4%が交付税措置されます。その交付税措置が国の借金に当たるという状況でございます。

そういう中で、今回、医療費の負担と申しますか、医療費の改革につきまして国が打ち出したのが後期高齢者医療制度でございます。その中で、国は各県、各市町村全部かたつての組織をつくりなさいということで、今、着々と準備が進められておりますが、特に期間が非常に短いということで、歩みながらの手續になっておりますが、その中で今県が手法を出しておりますのが、国県の支出金が12分の5、それに各都道府県が12分の1、それに市町村が12分の1、約半数を補助金で賄うと。あと後期高齢者の負担分が1.2、それにゼロ歳から74歳までの方々が負担をする後期高齢者交付金と申しますか、これが12分の4.8という手法の中で今現在進められているのが現状でございます。

その中でも非常に低所得者と申しますか、そういう方々には軽減措置も講じられております。7割軽減、5割軽減、2割軽減という形でございます。また、災害等に遭われた方々、こういう方々には一部負担減免もございます。また、被保険者のうち、世帯主が死亡されたり、重大な疾病、病気をされたようなときには、特に長期入院をされるような方々には減免措置も講じられるようになっているのが現実の制度でございます。

そういう中で、特に国民皆保険制度でございます。医療費改革は、これから後期高齢者、要するに高齢化社会が到来する中では非常に厳しい状況になってくるというのが現実でございます。そういう中で、一部負担をぜひお願いしたいということで本日の現行の法になっておりますので、私は委員長の報告どおり、その手續上、市町村が抱える課題につきましてもいろいろ問題提示をしながら、現行制度をしていくというのが私の賛成討論でございます。よろしく願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第95号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の制定について、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第95号は提案のとおり可決されました。

日程第3 閉会中継続審査申出

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3．閉会中継続審査申出の審議に入ります。

去る9月定例会において文教厚生産業委員会に付託され、閉会中の継続審査となっております請願第1号 鹿島市内に病後児保育を確立する請願については、鹿島市議会会議規則第99条の規定により、お手元に配付のとおり、文教厚生産業委員長から議長あてに閉会中の継続審査申し出が提出されております。委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長水頭喜弘君。

**○文教厚生産業委員長（水頭喜弘君）**

文教厚生産業委員長の報告をいたします。

平成19年9月定例会において閉会中の継続審査の申し出をいたしております請願第1号 鹿島市内に病後児保育を確立する請願については、11月13日に文教厚生産業委員会を開催し、審査を行いました。

会議では全会一致により採択すべきものと決しましたが、その後、状況の変化により、12月13日に委員会再審査の動議が提出され、12月21日に再審査を行いました。

委員の意見を集約し、状況の変化が見られないままでは慎重に審議ができないため、継続審査をすることに決しました。

よって、鹿島市議会会議規則第99条の規定により継続審査の申し出をするものでございます。

以上で報告を終わります。

**○議長（橋爪 敏君）**

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。12番谷口良隆君。

**○12番（谷口良隆君）**

ただいまの水頭委員長の報告に質疑をいたします。

本請願の私紹介議員としての立場からも幾らか疑問点を脳裏に持っておりますので、質問と御要望を申し上げたいと思います。

この請願内容は、本市に病後児保育制度をつくるに議会としての政策判断をただいま求められているわけですが、さきの9月議会からこの12月議会、ただいまの報告によりますと、3月の定例会までの継続審査ということに相なるわけですが、つまり、半年もかけて審査を必要とする案件かどうか、いま一つ、ただいまの報告では理解できないところがございます。

一たん、ただいま委員長報告のように11月13日に委員会で審査をされて、全会一致で採択すべきものと決したということをお聞きいたしておりますが、その後、これまたただいま委員長報告のように12月13日に委員会において再審査を行う動議が提出をされ、それが賛成多数で可決をして、つまり、同じ委員が一たん採択をしたものを継続審査するというので、つまり、議論を差し戻されたわけですが、ただいまの報告を聞く限りでは、非常に

市民にとってもわかりにくい説得性に欠ける内容ではないかというふうに思われるわけでございます。

そういった点で、制度発足を心待ちにする保護者の皆さんなど、そうした背景があることを念頭に置くならば、その点、格別に考慮して早期に審査結果を出されるべきだというふうに思います。そういった点で、ただいまの委員長報告には疑問点がございますので、その点についての委員長のメッセージがあれば、ひとつこの際明らかにしていただきたいということと、ただいま最後に申し上げますように、少数といえども、そうした福祉を求める市民の熱い声というのが背景にあることを十分念頭に置いていただいて、早期に当委員会における結論を出していただきますように心から念願をいたしまして、私の質疑といたします。

○議長（橋爪 敏君）

水頭委員長。

○文教厚生産業委員長（水頭喜弘君）

ただいまの谷口議員に対して答弁申し上げます。

先ほど報告したとおり、その中で状況の変化が見られないままでは慎重に審議ができないための理由により経過を報告いたしました。ただいまの報告のとおりでございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

水頭委員長に御質問申し上げます。

ただいま谷口議員からも質問がございましたけれども、先ほどの委員長の説明の中で状況の変化が見られないということはございました。これがどういうことなのかというのは私もよく理解できないということと、9月と今回、2回継続審査をするということは、まことに異例なことではないかなと思います。

それで、その状況の変化が見られないということをもう少し詳しく話すことがございましたら、御説明をお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

水頭委員長。

○文教厚生産業委員長（水頭喜弘君）

福井議員に答弁申し上げます。

ただいまいろいろと申し上げましたが、この審査の結果の報告のとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。文教厚生産業委員長からの申し出の請願第1号 鹿島市内に病後児保育を確立する請願を閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立少数であります。よって、文教厚生産業委員長からの申し出の請願第1号 鹿島市内に病後児保育を確立する請願については、申出書の閉会中継続審査は否決されました。

#### 日程第4 請願第2号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4. 請願第2号 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出に関する請願書の審議に入ります。

去る12月20日の本会議において文教厚生産業委員会に付託されました請願第2号 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出に関する請願書について、文教厚生産業委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成19年12月21日

鹿島市議会議長

橋 爪 敏 様

文教厚生産業委員会

委員長 水 頭 喜 弘

#### 文教厚生産業委員会審査報告書

平成19年12月20日の本会議において付託されました請願第2号「後期高齢者医療制度に関する意見書の提出に関する請願書」については、12月21日の文教厚生産業委員会において審査の結果、不採択とすることに決しました。

以上、会議規則第130条第1項の規定により報告します。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生産業委員長水頭喜弘君。

○文教厚生産業委員長（水頭喜弘君）

文教厚生産業委員長の報告をいたします。

去る平成19年12月20日の本会議において、本委員会に付託されました請願第2号 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出に関する請願については、12月21日に紹介議員の出席を求め委員会を開催し、請願の説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、請願と同時に意見書がある。新たな後期高齢者医療制度は中止とするのか。回答、凍結ではまた戻るので、中止することにある。

その中で意見等が何点かありました。

まだまだ議論を尽くさなければならない。我々も議論する場を提供してほしい。

抜本の見直しに関する意見は提出されている。中止、撤回の意見書はできかねるが、見直しでは賛成する。

その後、討論はなく、採決の結果、起立少数により不採択とすることに決しました。

以上、会議規則第130条第1項の規定により報告します。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。請願第2号 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出に関する請願書について、委員長の報告は不採択であります。請願第2号は、委員長報告のとおり不採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決しました。

お諮りします。意見書第6号から意見書第13号の8件は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第6号から意見書第13号の8件は委員会付託を省略することに決しました。

日程第5 意見書第6号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5．意見書第6号 銃器犯罪の根絶を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。8番福井正君。

○8番（福井 正君）

意見書第6号

銃器犯罪の根絶を求める意見書（案）

平成19年11月8日、佐賀県武雄市の病院において、入院中の患者が拳銃により射殺されるという痛ましい事件が起きた。しかも、病院という多くの市民が集まる身近で安全であるはずの場所で、拳銃による卑劣きわまる凶悪な殺人事件が発生したことに、市民は大きな衝撃を受け、銃器犯罪に対して恐怖と不安を感じている。

また、12月14日には、長崎県佐世保市において、スポーツクラブでの散弾銃乱射事件が発生した。2名の尊い命が奪われ、スポーツクラブに通う子どもたち数名がケガを負い、精神的にも大きなショックを受けている。

このような、銃器による犯罪は、安全で安心して暮らせる平和な住み良い環境を望んでいる市民の強い願いを破壊するものであり、断じて許すことはできない。

国においては、今般、銃刀法による罰則を強化し、銃器犯罪の防止を図ろうとしているが、そうした中でこうした事件が発生したことは、誠に遺憾であり、依然銃器による犯罪が全国各地で絶え間なく発生している状況は、極めて憂慮すべき事態と言わざるを得ない。

よって、国及び関係機関においては、今回のような銃器による凶悪犯罪の発生を重く受け止め、銃器犯罪の対策等を強化することにより、二度とこのような事件が起きることのないよう、万全の対策を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月26日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 河野洋平様  
参議院議長 江田五月様  
内閣総理大臣 福田康夫様  
総務大臣 増田寛也様  
国家公安委員長 泉信也様

以上、意見書案を提出する。

平成19年12月26日

提出者 鹿島市議会議員 松尾勝利  
" " 光武学

〃 〃 馬 場 勉  
〃 〃 森 田 和 章  
〃 〃 福 井 正  
〃 〃 橋 川 宏 彰  
〃 〃 谷 口 良 隆  
〃 〃 小 池 幸 照  
〃 〃 松 尾 征 子  
〃 〃 中 村 雄 一 郎

鹿島市議会議長 橋 爪 敏 様

---

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。意見書第6号 銃器犯罪の根絶を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、意見書第6号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第6 意見書第7号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第6. 意見書第7号 道路整備財源の確保に関する意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。2番議員松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

---

意見書第7号

道路整備財源の確保に関する意見書（案）

道路は、活力ある自立した地域社会の形成や産業の振興、経済活動の拡大を図るとともに、通勤通学などの日常生活を支える最も基礎的な社会資本であり、地域間の交流・連携を促進し、真に豊かで安心して暮らせる地域社会の実現には、その着実な整備が必要不可欠である。

このような中、昨年の12月に閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」において道路整備に対するニーズを踏まえ、真に必要な道路整備は計画的に進めることとし、19年中に、今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画を作成することになっている。

また、暫定税率による上乗せ分を含め現行の税率水準を維持したうえで、税収の全額を道路整備に充てることを義務付けている現在の仕組みを改め、道路歳出を上回る税収は一般財源化することが、20年の通常国会において所要の法案を提出される方向で論議されている。

しかしながら、西九州自動車道や有明海沿岸道路をはじめとして、県内道路網の骨格となる広域幹線ネットワークを形成する規格の高い幹線道路の整備や安全・安心を確保するための交通安全対策など地域が必要とする道路整備はまだまだこれからの状況であるとともに、これまでに整備してきた橋梁を始めとする道路構造物の老朽化に対応した適切な維持管理が、今後の大きな課題となっている。

については、道路特定財源制度の改正に当たっては、地方が真に必要な道路整備や適切な維持管理を計画的に進められるよう、その財源として確保するとともに、地方の声や実情に十分配慮しながら、道路整備の安定的な財源として確保する制度となるよう強く要望する。

特に、道路特定財源を一般財源化することなく、道路予算に全額充当し、あわせて、暫定税率の延長、自動車重量税及び自動車取得税の堅持、並びに地方道路整備臨時交付金の継続・拡充を行うとともに、地域間格差の是正を図るため、地方の道路整備への配分割合を高めるなど、道路整備財源の充実に努めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月26日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	福田康夫	様
総務大臣	増田寛也	様
財務大臣	額賀福志郎	様
国土交通大臣	冬柴鐵三	様

以上、意見書案を提出する。

平成19年12月26日

提出者	鹿島市議会議員	松尾勝利
〃	〃	松本末治



〃	〃	光 武 学
〃	〃	森 田 和 章
〃	〃	福 井 正
〃	〃	橋 川 宏 彰
〃	〃	谷 口 良 隆
〃	〃	小 池 幸 照
〃	〃	中 村 雄 一 郎

鹿島市議会議長 橋 爪 敏 様

---

○議長（橋爪 敏君）

直ちに質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

1点だけ質問させていただきます。

道路整備というのは、本当にだれもが要求があるわけですが、特に私たちは高規格の道路もそうですが、毎日利用する私たち市民の生活道路ですね、この改良というのを非常に望むわけですが、鹿島市を見回しますと、よそより舗装率もいいとか、いろいろ言われておりますが、本当に大事な分の改良整備というのは十分なされないし、手をつけられるということもない。特に207号にもまだまだいろんな問題が残っておりますが、この道路整備財源の確保というこの財源と生活道路の改良との関係ですね、そういうものに十分使われるということが望ましいわけで、その辺の関係はどのようになっておるか。私たちの一般生活道路もここに該当してくるのかどうか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

15番中村雄一郎君。

○15番（中村雄一郎君）

松尾議員の質問にお答えいたします。

道路特定財源の確保に関する意見書を出しておりますけれども、先ほどの生活道路に関しましては、先日、国土交通省のほうへ有明海沿岸道路の要望に行った際に国土交通省の係の方からお聞きしたことをお伝えしたいと思いますけれども、暫定税率の上乗せ分の維持をこの中に盛り込んでおりますけれども、もし暫定税率が取りやめになった場合、暫定税率をやめた場合にはそれぞれの県、あるいは市町村で現在維持管理をしている道路整備予算に関しても大きな影響が出てくるということで、金額的には鹿島市でどの程度の影響があるのかわかりませんが、そのような話を聞いております。

まだまだ地域におきましては、道路整備がおくれている現状を皆さん十分認識をしておられると思いますので、そのような意味でこの意見書を提出させていただいております。

生活道路に関しては以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ありませんか。5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

1点だけ、委員長のほうに質問をしたいと思います。

今、道路整備はかなり進んでいる。ただ、各地の格差、こういうのは感じておられるのが実情じゃないかと思います。ただ、その点はこれからも是正していけると私は思っておりますが、今一番国民が思っていること、それは石油製品がかなり高騰している。その中で、特に今車社会、ガソリンがこのように高騰している中で、暫定税率に関してどの程度委員会の中でお話をされて、どういうふうにもこのように文章に統一化されたのか、その辺を1点だけお伺いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ただいまの馬場議員の質問に対してお答えいたします。

委員協議会の中でいろんな協議をいたしましたけれども、この暫定税率に関しましては質問も何もございませんでした。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

道路整備財源の確保に関する意見書については、私は反対の態度をとりたいと思います。

先ほども申し述べましたが、道路整備の要求というのはだれでも望むものですが、鹿島市ではまだ十分でない部分もたくさんあるわけですが、一般道路が十分にここに投入されるという保証はないわけですが、私は今までもこの道路特定財源については一般財源化することを求めてきました。道路特定財源を充てて返済されていた本市架橋の債務処理は06年度ですかね、ここで終了したわけですね。だから、07年度からは大幅な余剰が生じたということで、これをめぐり、いろんな論議もされてきたわけですが、小泉前首相なんかは一般財源化の方針を出したわけですが、ただ現状維持ということで見送りになっていると思います。

一般財源にも使われているよという話もありますが、これは06年度の補正予算で道路特定

財源以外の財源を使って道路整備することの見送り分だと聞いていますね。純粋な一般財源化ではないと私は理解しております。

さて、私は先ほども申しましたように、道路特定財源を一般財源化することを訴えてきたと。特に福祉教育その他、国民の生活に関する財政的な圧迫の中で国民生活も非常に厳しくなっている。こういう中で、やはりこれだけの枠のある財源を一般財源化して、国民の生活に回すことを私は望むものであり、今回の意見書には反対の態度をとりたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに討論はありませんか。7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

意見書第7号 道路整備財源の確保に関する意見書（案）について、私は賛成という立場で討論をいたします。

道路は、活力ある自立した地域社会の形成、そして、産業の振興、経済活動の拡大を図るという部分、そして、通勤通学などの日常的な生活を支える最も基本的な社会資本であります。そして、地域間格差の交流・連携を促進し、その着実な整備が必要不可欠であります。

道路特定財源を一般財源化することなく、道路予算に全額充当し、地方道路整備臨時交付金の継続・拡充を行うとともに、地域間格差の是正を図るため、地方の道路整備への配分割合を高めるなど、道路整備の財源の充実に努めていただくことが必要であります。

よって、賛成の討論にいたします。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。意見書第7号 道路整備財源の確保に関する意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、意見書第7号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第7 意見書第8号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第7. 意見書第8号 農業政策見直しに関する意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。3番松本末治君。

意見書第8号

農業政策見直しに関する意見書（案）

わが国の農業政策については、「食料・農業・農村基本法」の基本理念に基づき、平成17年に策定された「食料・農業・農村基本計画」に沿って、わが国農業の持続的な発展を目指した各種政策が実施されているところであり、平成19年度からは、戦後農政の大転換となる「米政策改革推進対策」、「品目横断的経営安定対策」並びに「農地・水・環境保全向上対策」が実施されることとなり、現在、国内農業の体質強化に向けた新たな政策に取り組んでいる。

しかし、農業・農村の現場においては、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加、また、WTO農業交渉やEPA・FTA交渉、あるいは原油や穀類の高騰に伴う飼料や生産資材の高騰、さらには20ヶ月齢以下の牛に係るBSE検査中止に伴う消費者の不信など、将来に対する不安から生産意欲が減退し、農村の崩壊すら懸念される状況となっている。

こうした中、現在実施している米政策改革推進対策については、生産調整機能が十分発揮されない中で、米価が下落し、経営を左右する危機的状況となっており、水田農業を基幹とする本県農業にとって、早急な見直しが求められる。

また、品目横断的経営安定対策については、農業団体・行政一体となった取り組みにより生産面積で麦が100%、米が61%と全国でも有数の実績をあげたものの、意欲と能力があるにもかかわらず規模要件に該当しない農業者が支援の対象とならないこと、また、総じて従前の対策と比較して助成金額が低いなど、多くの問題が明らかとなっている。

農業政策については、単に農業者のみならず、国民の日常生活に深く関わるため、生産現場の取り組みとともに消費者の声を積極的に反映させながら、国民の信頼と支持を得ながら実施していくことが何よりも重要である。

このように、農業・農村を取り巻く情勢はますます厳しさを増しており、新たな対策についても多くの問題が明らかとなっていることから、国においては、農業者が夢と希望を持って営農に励み、農業・農村が将来にわたり持続的に発展できるよう、以下の事項について強く要望する。

記

- 1 米政策改革推進対策については、政府主導による実効ある生産調整制度に見直すとともに、米価格下落に直面する農業者が今後とも意欲をもって農業経営が持続できるような対策を講じるなど、農業現場の実情を踏まえて見直すこと。
- 2 品目横断的経営安定対策については、意欲と能力を有する農業者が希望をもって農業の経営に従事できるよう規模等要件の緩和やゲタ・ナラシ対策の拡大など、農業現場の実

情を踏まえて見直すこと。

- 3 WTO農業交渉やEPA・FTA交渉は、国内農業の持続的な発展が将来にわたって可能となるよう慎重に交渉を行うこと。
- 4 原油価格等の高騰に対処するため、農業施設・設備の省エネルギー化に向けた技術開発を推進するとともに、農業者の経営コスト削減に向けた新たな取り組みに対する支援措置を講ずること。
- 5 BSE全頭検査は、消費者の安心の確保に大きく寄与するものであることから、自治体が行う自主検査への国庫補助を継続し、BSE全頭検査体制が維持されるよう措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月26日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 河野 洋平 様  
参議院議長 江田 五月 様  
内閣総理大臣 福田 康夫 様  
総務大臣 増田 寛也 様  
財務大臣 額賀 福志郎 様  
農林水産大臣 若林 正俊 様

以上、意見書案を提出する。

平成19年12月26日

提出者	鹿島市議会議員	松田 義太	松尾 勝利
〃	〃	松本 末治	光武 学
〃	〃	馬場 勉	森田 和章
〃	〃	徳村 博紀	福井 正
〃	〃	水頭 喜弘	橋川 宏彰
〃	〃	中西 裕司	谷口 良隆
〃	〃	小池 幸照	松尾 征子
〃	〃	中村 雄一郎	

鹿島市議会議長 橋爪 敏 様

---

○議長（橋爪 敏君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。意見書第8号 農業政策見直しに関する意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、意見書第8号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第8 意見書第9号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第8. 意見書第9号 非核日本宣言を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

---

意見書第9号

#### 非核日本宣言を求める意見書（案）

2000年の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議において、核兵器保有国による全面的核廃絶にかかわる明確な約束をはじめ、核軍縮のための現実的措置を含む最終文書が採択された。

しかしながら、今なお世界には数多くの核兵器が保有されており、7年を経た現在においてもその約束が実行されないばかりか、あらたな核兵器の開発や北朝鮮の核実験など、拡散の危機さえ現実のものになろうとしている。

2010年の運用検討会議に向け、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎としてのNPTの役割が再確認され、核兵器廃絶のための取り組みが粘り強く続けられている中であって、唯一の被爆国であるわが国は、核がもたらす悲惨さと脅威をあらためて思い起こし、この取り組みが進展・拡大するために主導的な役割を果たすことが求められている。

よって、国においては、核兵器廃絶の提唱・促進と非核三原則の厳守を「非核日本宣言」として内外に宣言するとともに、各国に対し核兵器のない世界の実現のため、積極的に取り組むことを働きかけるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月26日

衆議院議長 河野洋平様  
参議院議長 江田五月様  
内閣総理大臣 福田康夫様  
外務大臣 高村正彦様

以上、意見書案を提出する。

平成19年12月26日

提出者	鹿島市議会議員	馬場	勉
〃	〃	福井	正
〃	〃	松尾	征子

鹿島市議会議長 橋爪 敏 様

---

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。意見書第9号 非核日本宣言を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、意見書第9号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第9 意見書第10号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第9 意見書第10号 玄海原発の安全性確保を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

---

意見書第10号

玄海原発の安全性確保を求める意見書（案）

7月におきた新潟県中越沖地震では、柏崎刈羽原発の7基すべてがストップし、放射能を含んだ冷却水が海に流れ出るなど、深刻な被害をもたらした。

室外機の火災においても、自主消防の組織ができておらず、2時間にわたって燃え続けるという異常な事態となった。

また、低レベル使用済み燃料からの流出は、当初7本と言われていたが、実際には40本にものぼっていた。

佐賀県においては、玄海原発で4基が稼働しているが、柏崎刈羽発電所の一連の事態を他山の石として、安全確保に努める必要がある。

耐震強度でいえば玄海原発は、設計用最強地震は柏崎刈羽の6割、設計用限界地震は、同8割と低い基準になっており、よりきちんとした対応が求められている。

「県民の安全確保」の観点から、以下の点で佐賀県としての取り組みと、九州電力への要請が求められている。

- 1 玄海原発内に科学消防車、高規格救急車の常備配置を。
- 2 使用済み核燃料棒格納プールの、地震時における冷却水のオーバーフロー防止策を。
- 3 格納容器だけでなく周辺施設も含めた活断層の調査を。
- 4 非常事態でも連絡のできる通信体制の確立を。
- 5 低レベル廃棄物を収納しているドラム缶の安全な保管体制を。
- 6 過去の測定値が抹消されない震度計の設置を。
- 7 情報開示は速やかに事実を隠さずおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月26日

佐賀県鹿島市議会

佐賀県知事 古川 康 様

以上、意見書案を提出する。

平成19年12月26日

提出者	鹿島市議会議員	馬場 勉
〃	〃	福井 正
〃	〃	松尾 征子

鹿島市議会議長 橋爪 敏 様

以上です。

○議長（橋爪 敏君）



直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。意見書第10号 玄海原発の安全性確保を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、意見書第10号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第10 意見書第11号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第10. 意見書第11号 児童扶養手当制度の充実に関する意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

---

#### 意見書第11号

##### 児童扶養手当制度の充実に関する意見書（案）

多くの母子家庭は子どもを抱えて就業している。しかし、その収入は低く、生活保護水準の収入で暮らすものも多い。したがって、児童扶養手当は生活に欠かせないものとなっている。

しかし、2002年に児童扶養手当の一部改正が行われ、手当の受給開始後5年を経過した場合や、受給要件に該当後7年を経過した時は手当の額を最大で半額まで削減することとされた。この減額は2008年4月からとされ、母子家庭にとって命綱ともいえる児童扶養手当の減額に不安が高まっている。法改正の前提となっている母子家庭の就労支援が実を結ばない状況では、このような児童扶養手当の削減を行うべきではない。

よって、政府においては、母子家庭の厳しい生活水準に十分配慮し、児童扶養手当制度の弾力的な運用を図り、自立に向けた就労支援策、雇用環境改善等の一層の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月26日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 河野 洋平 様  
参議院議長 江田 五月 様  
内閣総理大臣 福田 康夫 様  
厚生労働大臣 舛添 要一 様  
財務大臣 額賀 福志郎 様

以上、意見書案を提出する。

平成19年12月26日

提出者	鹿島市議会議員	松田 義太	松尾 勝利
〃	〃	松本 末治	光武 学
〃	〃	馬場 勉	森田 和章
〃	〃	徳村 博紀	福井 正
〃	〃	水頭 喜弘	橋川 宏彰
〃	〃	中西 裕司	谷口 良隆
〃	〃	小池 幸照	松尾 征子
〃	〃	中村 雄一郎	

鹿島市議会議長 橋爪 敏 様

---

○議長（橋爪 敏君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。意見書第11号 児童扶養手当制度の充実に関する意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、意見書第11号は提案のとおり可決されました。

日程第11 意見書第12号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第11. 意見書第12号 後期高齢者医療費制度の抜本的見直しに関する意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

---

意見書第12号

後期高齢者医療費制度の抜本的見直しに関する意見書（案）

75歳以上の高齢者を対象とした「後期高齢者医療制度」が平成20年度4月からの導入に向け準備が進められている。

制度が始まれば、75歳以上の高齢者は現在加入している国保や健保ではなく、高齢者だけの独立した保険に組み入れられることとなり、家族に扶養されている方々を含め、すべての後期高齢者が保険料の負担を求められ、その大多数が年金から天引きされることとなっている。

現在サラリーマンの子どもらの扶養家族で、保険料負担がゼロの75歳以上の高齢者は、来年4月から新たな保険料が必要になると考えられており、しかも、保険料は2年ごとに改定され、後期高齢者が増えるのに応じて、自動的に保険料が上がる仕組みとなっている。

本来、保険制度は、誰もが、どこでも、どんな病気でも安心して医療が受けられるために設けられているが、後期高齢者医療制度が導入されることにより、月額平均5,425円の保険料の新たな負担が生じるなど、75歳以上の高齢者にとってはこれまでの生活に一層の負担を課する制度となると考えられる。その上、診療報酬の引き下げで受診できる医療が制限されることも想定される。

よって、次年度の後期高齢者医療制度開始までに、負担の軽減等の見直しを求めるとともに、高齢者が安心して医療をうけることができる制度の構築を、下記のとおり強く要望する。

記

- 1 医療費に対する国庫負担割合を引き上げること。
- 2 低所得者に対する保険料減免制度を設けること。
- 3 後期高齢者が必要で十分な医療が保障される診療報酬とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月26日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 福田 康 夫 様  
厚生労働大臣 舩 添 要 一 様  
財 務 大 臣 額 賀 福志郎 様

以上、意見書案を提出する。

平成19年12月26日

提出者	鹿島市議会議員	松田義太
〃	〃	松本末治
〃	〃	馬場勉
〃	〃	徳村博紀
〃	〃	水頭喜弘
〃	〃	中西裕司
〃	〃	谷口良隆

鹿島市議会議長 橋爪 敏 様

---

以上。

○議長（橋爪 敏君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

後期高齢者医療制度については、私はこれまでる申し上げてきましたので具体的なことは申しませんが、この後期高齢者医療制度が4月から完全に導入をされるということになれば、今提案をされたことはまさにそのとおりだと思います。そういう対応をすることが本当だと思いますが、私は今の時点ではまだ後期高齢者医療制度については中止をすべきだという態度をとり、そういう意見を持っておりますので、今回のこの採決には退席をさせていただきたいということを申し上げて——討論になりませんか、ということで……。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。意見書第12号 後期高齢者医療費制度の抜本的見直しに関する意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、意見書第12号は提案のとおり可決されました。

## 日程第12 意見書第13号

### ○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第12. 意見書第13号 地方交付税の復元に関する意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。4番光武学君。

### ○4番（光武 学君）

---

#### 意見書第13号

##### 地方交付税の復元に関する意見書（案）

地方再生は今やわが国の緊急の政治課題である。

三位一体の改革の名を借りて、地方側の予想を大幅に上回る規模で地方交付税が一方的に削減された結果、多くの自治体が歳出予算の削減につぐ削減を余儀なくされ、公共サービスの見直しを迫られている状況である。

地域ごとに経済力、人口、社会資源に差がある以上、地域格差は存在する。

しかし、今やその格差は、一国の内で放置することができない格差になっている。こうした看過できない格差を生んだのは、ひとえに地域間の財政力を調整してきた地方交付税の財源保障機能・財源調整機能が弱体化したからにほかならない。

よって、国においては、地方公共団体の厳しい財政状況を十分認識し、各地方公共団体の毎年度の予算編成に支障が生じることのないよう、下記の事項について強く要望する。

#### 記

- 1 平成20年度において、地方財政計画の一般行政経費などの歳出規模を増額し、地域間の財政力格差が適切に調整されるよう、地方交付税を最大限「復元」すること。
- 2 地方消費税は、地方の安定的な基幹税であり、充実強化すべきものである。地方消費税を廃止し年金財源に全額充当することは断じて行わないこと。
- 3 地域間の偏在性が小さく、税収が安定した地方税体系を構築するため、消費税を含む税体系の抜本的な改革が行われる際には、地方法人二税と消費税の「税源交換」を実現すること。
- 4 交付税特別会計借入金の計画的償還については、地方の財政状況をしっかりと見極め、地方公共団体が基礎的自治体として、真に必要な行政サービスを提供するための所要額を確保した上で、実施時期の適正な見直しを行うこと。
- 5 後年度に財政措置するとした地方債の元利償還金に係る約束分については、確実に措置すべきである。また、各地方公共団体への交付税配分については、地方の財政需要を的確に把握した上で、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月26日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 河野洋平様  
参議院議長 江田五月様  
内閣総理大臣 福田康夫様  
総務大臣 増田寛也様  
財務大臣 額賀福志郎様

以上、意見書案を提出する。

平成19年12月26日

提出者	鹿島市議会議員	松田義太	松尾勝利
〃	〃	松本末治	光武学
〃	〃	馬場勉	森田和章
〃	〃	徳村博紀	福井正
〃	〃	水頭喜弘	橋川宏彰
〃	〃	中西裕司	谷口良隆
〃	〃	小池幸照	松尾征子
〃	〃	中村雄一郎	

鹿島市議会議長 橋爪敏様

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。意見書第13号 地方交付税の復元に関する意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、意見書第13号は提案のとおり可決されました。

### 日程第13 人口増対策特別委員会の中間報告

#### ○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第13. 人口増対策特別委員会の中間報告についてであります。

人口増対策特別委員会に付託されている企業誘致、観光（ツーリズム）、中心市街地活性化、住宅政策等に関する諸問題の調査・研究の件について、同委員会から報告を行いたいとの申し出がありましたので、この際、これを許します。人口増対策特別委員長中西裕司君。

#### ○人口増対策特別委員長（中西裕司君）

議長のお許しを受けましたので、人口増対策特別委員会としての活動報告をいたします。

去る平成19年6月29日付の本会議において人口増対策特別委員会が設置され、次の概要が決定しました。

1つ、本市議会に人口増対策特別委員会を設置し、7名の委員をもって構成する。

1つ、議会は人口増対策特別委員会に対し、企業誘致、観光（ツーリズム）、中心市街地活性化、住宅政策等に関する諸問題の調査・研究を付託する。

1つ、人口増対策委員会の本調査、研究に要する経費は、予算の範囲内とする。

1つ、人口増対策特別委員会は、議会の閉会中も調査・研究を行うことができるものとし、議会在調査・研究終了を議決する。

委員会の委員は、谷口良隆、水頭喜弘、中西裕司、徳村博紀、光武学、森田和章、馬場勉を委員として選出され、委員長に中西裕司、副委員長に光武学が推薦され、発足することになりました。なお、橋爪議長がアドバイザーとして指導をなされます。

まず、第1回の委員会を平成19年8月2日に開催し、協議事項を調査・研究する具体的な検討をいたしました。

設置目的である企業誘致、観光（ツーリズム）、中心市街地活性化、住宅政策等に関する諸問題について意見交換を行いました。人口増を目指す手だてとして、定住人口、交流人口の区分けや自然増、社会増の区分けの観点から問題を調査・研究し、本市にとって当面する課題は何か、必要なものは何か等の意見があり、まず、第1番目は定住人口増を促すと予想される企業誘致の切り口から調査・研究を行うことになりました。

以下、時系列的に報告をいたします。

平成19年8月29日には、まず市の現況を知るために総務企画課の協力を得て人口調査の報告を受けました。国勢調査人口の推移、昭和5年から平成17年によれば、昭和30年3万9,392人をピークに平成17年は3万2,117人と減少傾向にあること、年次別人口の推移（平成6年から18年）によれば、平成6年度世帯数9,716、総数3万4,681人、男1万6,397人、女性1万8,284人（世帯数当たりの人口が3.6、人口密度が309.4）が平成18年度は世帯数1万469、総数3万2,719人、男1万5,367人、女性1万7,352人（世帯数1世帯人口3.1、人口密

度291.9)といずれも減少をたどっている。その差は総数で1,962名減という実情であります。

人口動態によれば、自然動態で平成5年が出生374人、死亡328人、46人の増であり、平成17年は出生272人、死亡344人、72人の減となっています。

社会動態で平成5年転入1,055人、転出1,170人、115人減、平成17年度転入861名、転出1,120人、259人の減となり、全体として平成5年69人減であり、毎年減少を重ね、平成15年からは300人以上が減少しています。

地区別人口及び世帯数によれば、平成18年3月31日現在、総世帯数1万469、総数3万2,719、男1万5,367人、女性1万7,352人となっています。

常住人口と昼間人口の調査によれば、昭和50年、常住人口3万4,557人、昼間人口3万5,489人、平成12年度には常住人口3万3,215名、昼間人口3万2,811人となり、他市町村からの通勤通学者、昭和50年2,908人、平成12年4,598人である。他市町村からの通勤通学者は昭和50年1,976人、平成12年は5,002名となり、昭和50年932人鹿島に来ていただいています。平成12年には404人が鹿島を離れている事実があります。

おのおののデータから、全体の人口減は何らかの手だてをしなければ進んでいくことになり、昼間人口も少なくなり、まちの活力を失いつつある現状が見てとれます。また、従来市は県南西部の中心地的役割が少なくなり、他の市町村が活力を取り戻している現状があると思われます。

また、現在の市の企業誘致の現状を知るために、産業部商工観光課の協力を得て調査・研究を行いました。最近までの進出企業の概要について説明を受け、昭和42年3月の株式会社九州イナックス、従業員330名を初め、平成6年8月の株式会社サンデリカ佐賀事業所、従業員220名を経て、平成18年8月、株式会社J Aビバレッジ佐賀、従業員169名、計12社、従業員総数1,019人の採用となっております。

また、進出企業への優遇制度として、工場等の振興措置に関する条例に基づくものとして奨励金、利子補給等の制度を受け、それぞれ進出している企業への適用状況が報告をされました。また、企業立地促進特区制度による優遇措置（18年から20年度）として、条件、立地奨励金、補助金、県の優遇措置があることの説明を受けました。そして、今後の見通しとして、空き物件の状況を説明され、谷田工場団地（土地面積3万7,394平米、価格16,200円）平米当たりですが——を初め、おのおのの物件が紹介されました。

今後の用途地域として、工業用専用地域として現況は農地ではありますが、浜新町干拓地に約2.2ヘクタール、準工業地域、これは現状は農地ではありますが、大村方工場団地の隣接地約1.8ヘクタールが開発用地としてあることが説明をされました。

将来の予定として、現在の市の誘致活動の紹介があり、企業立地促進特区の活用を通じて目標件数3件、地元雇用者数180名を目標にPRパンフレット等の作成配布や、佐賀県との連携を強め、即戦力工業用地対策事業の活用、県企業立地課を通じた情報交換や収集、発信



を行うとされています。

現在状況を判断すれば将来の見通しは十分でなく、多少心寂しい気持ちになりますが、今以上の努力が必要であると思われます。県営工業団地の見込みは鳥栖市に決定した経緯がありますが、今後とも積極的に働きかけたいとの申し出がありました。

平成19年9月6日には、佐賀県企業立地課で事前の打ち合わせを行いました。平成19年10月3日には佐賀県企業誘致本部企業立地課長の稲富正人さんに講師として来ていただき、佐賀県における企業立地とその現状について報告を受けました。佐賀県企業誘致戦略を学ぶ中で、県と市が一体となった誘致支援策の展開とアジアに近い鹿島のクロスポイント、佐賀県としての企業誘致戦略を紹介していただきました。そのときの課長の説明を多少御紹介したいと思います。

企業立地課の説明要旨でございますが、平成19年6月に企業立地法を制定する。平成19年に入り、現在では県内に8社の企業進出と193人の新規雇用がある。東京事務所が首都圏本部となって圧倒的に本社業務が東京に移っております。県の仕事の分野がそのようになっておるといってございます。

企業誘致戦略を平成17年度に制定しているが、コンテンツ産業、ビジネス支援サービスなど今まであり得ないという産業が20年後にはあるのではないだろうか。もう1つの視点は、なぜ佐賀県を選んだのかにある。用地を安価に確保できることは必要とされ、福岡都市圏への近隣性を考慮し、あるいは各市町へは佐賀県より年間2回程度研修を行っている。空き地、空き工場等の情報収集、提供、20ヘクタール未満の中規模工業団地の整備、立地済みの企業への定期的な訪問、企業誘致の専任組織の設置や専任職員の配置をしているという報告がありました。

リース制度について、逆転の発想でできた売れる団地、これは鳥栖市にあるグリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖のことです。あるいはリース方式のオフィスビルであります。これは現在、佐賀市内で損保企業がされておりますコールセンターという形の企業が誘致されておるといっても、これからの新しい形の企業誘致のあり方ではないかなというふうに思っております。

また、誘致企業の永続支援員、いわゆるパーマネントスタッフ制度が佐賀県にはあります。地域の特性や強みを生かした企業立地促進策を通じて、地域経済活性化の実現を目指すものであります。

また、地元の商工団体、大学、その他研究機関等で地域産業活性化協議会を結成しているという報告もありました。

佐賀県の企業立地課の説明要旨は以上でございますが、そのことを受け、平成19年11月19日から21日にかけて視察研修を行いました。

研修の視察先としては、大分県の豊後高田市、宮崎県の延岡市、熊本県の人吉市であります。

視察事項は、1つ、企業立地促進のための諸施策について。

1つ、地域の特性、観光資源を生かした交流人口の拡充について。新たな観光拠点の推進も含まれます。

1つ、定住促進対策について。Uターン、Iターン制度の取り組みの内容であります。

その他、各市における過去5年間の人口推移状況について、総人口（男女別）等でありませ

す。そういう視察事項につきまして、豊後高田市においては、大分北部中核工業団地、人吉市では梢山工業団地の現場視察を行い、それぞれ売り出し方法に苦勞をされている現状と、県機関との一体化した協力関係が必要であるとの認識ができました。

最後になりますが、企業誘致は若者の定着率を高め、市の集中力、活性化を図る一手段であり、定住を促す手段でもある。地域の特性を生かした企業の進出が望ましいが、地域間競争は激しく、さまざまな優遇措置がなされているが、厳しいのが現状である。市単独では情報等が乏しく、県の協力が必要である。職員の出向等を考えるときではないか。高速道路のインター近くに工場団地があっても、なかなか誘致できないのが現状であり、市の全体的な魅力をつくる必要がある。

今後の活動として、佐賀市役所のほうに人口増対策室が設けられております。人口対策室の協力を得て、今後、調査・研究を継続する予定です。

人口増対策特別委員会委員谷口良隆、水頭喜弘、徳村博紀、森田和章、馬場勉、副委員長光武学、委員長中西裕司。

以上で報告を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑はないようですから、以上で人口増対策特別委員会の中間報告は終わります。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時53分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 橋 爪 敏

会議録署名議員 10番 橋 川 宏 彰

同 上 11番 中 西 裕 司

同 上 12番 谷 口 良 隆